

【令和2年9月30日まで適用】

学校施設使用上の遵守事項（屋外施設用）

学校施設の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。

また、記載事項以外に不明な点がある場合は、事前に江東区教育委員会学務課学事係までご相談ください。

【施設使用全般に関すること】

- 施設使用に関する手続き及びトイレ利用の場合を除き、校舎内に立ち入ることはできません。
- 大会、運動会等、不特定多数の方が多く集まる活動はできません。
- 利用者同士の距離（概ね2m以上）が確保できない人数での活動はできません。
- 学校施設の使用時間には、後片付け・消毒の時間も含まれます。
- 学校施設の使用にあたり出たごみ類（消毒に使用した除菌シート等も含む。）は、全て利用者にお持ち帰りいただく必要があります。
- 原則として物品の貸出しは行いません。
但し、学校施設に付随する物品（ベンチ、サッカーゴール、ポール・ネット等）、施設の整備に要する物品（野球で使用するトンボ、テニスで使用するブラシ等）は貸し出しを行います。
その他、利用者による準備・搬入が困難な物品がある場合は、学校とご相談ください。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は使用できません。
- 使用日以前14日以内に、政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、または当該在住者との濃厚接触がある場合は使用できません。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、止むを得ず、予定していた施設使用を中止する場合があります。

【施設使用前に行うこと】

- 使用団体の代表者は、「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」に、団体名・代表者に関する必要事項、及び、利用者全員の氏名・連絡先を記載し、学校へ提出してください。（見学者や付添い等、学校施設に立ち入る方は、全て「利用者」として記載する必要があります。）
- 学校から渡される「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」の控えは、最低限、代表者が使用日以降14日間保管し、必要があるときは代表者から利用者全員に連絡できるようにしてください。

- 使用団体の代表者は、使用者全員の当日の体調を確認し、体調が優れない使用者については使用を控えさせていただきます。
- 使用者は全員、使用当日に検温を行い、体温が平熱より高い場合は使用を控えさせていただきます。また、体温が平熱であっても、具合が悪い場合には使用を控えさせていただきます。
- 使用者は全員、マスクを持参してください。
- 手洗いをを行うための石鹼・ハンドソープは使用団体が用意・持参してください。
- 消毒を行うための消毒液（または除菌シート）は使用団体が用意・持参してください。
- 校舎内のトイレを使用する場合のスリッパは使用団体が用意・持参してください。

【主に施設使用中に行うこと】

- 運動時を除いては、原則として、常時マスクを着用してください。
- 運動時はマスクを外しても構いませんが、常時、使用者同士の距離（概ね2m以上）を確保してください。
- 運動時に介助・補助を行う場合、または後片付けの際など、止むを得ず距離が確保できない場合は、手指の消毒や確実な手洗い、マスクの着用等、感染を予防するための措置を講じてください。
- トイレは学校が指定する場所をご利用願います。
- トイレのため校舎内に立ち入る場合には、直前に、屋外の手洗い場で、使用団体が用意・持参した石鹼・ハンドソープにより、確実に手洗いを行ってください。
- トイレのため校舎内に立ち入る場合には、持参したスリッパを着用してください。
- トイレを使用した後には、トイレに付随する手洗い場で、使用団体が用意・持参した石鹼・ハンドソープにより、確実に手洗いを行ってください。

【主に施設使用後に行うこと】

- 使用した物品、使用者が触れた部分（ベンチ、ドアノブ、水道の蛇口、トイレのレバー等）は、使用団体が用意・持参した消毒液（または除菌シート）で拭き取るなど消毒を行ってください。
- 施設使用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、江東区教育委員会学務課学事係まで速やかに連絡してください。

【本内容に対する問い合わせ】

江東区教育委員会事務局学務課学事係

Tel 03-3647-9174（ダイヤルイン）

江東区東陽4-11-28 江東区役所6階（2番窓口）